

社会福祉法人長野県共同募金会情報公開実施要領

1. 基本方針

社会福祉法人長野県共同募金会（以下「本会」という。）は、共同募金運動が、県民各層の信頼関係のうえに成り立ち、幅広い参加を得て展開されていることを考慮して、透明性のある運営に努め、一層の信頼関係を確立するため「情報公開規程」を制定したが、その円滑な運用を図るためこの実施要領を定め、次のことに配意し情報公開を行う。

- (1) 積極的かつ協調な姿勢をもって適切に対応すること。
- (2) 常に説明能力を十分発揮し、十分な理解を得られるように努めること。
- (3) 情報の管理にあたっては、公開を前提とし保存等に配意すること。

2. 公開請求への対応

- (1) 情報公開の請求を求める請求者に対し、原則として事務局長が対応する。
 - ① 何人も、自己が特定されていること。
 - ② 団体の場合は、責任者が特定されていること。
 - ③ 請求者の請求の理由又は利用目的を確認すること。
- (2) 請求者から膨大な資料を要求された場合、あるいは公開資料の全部に不足をきたすとき等の場合は、請求者に対し、情報公開（部分公開）決定通知書、情報公開（期間延長）決定通知書により通知を行い、公開時期、公開方法等について十分な理解を得るよう努めること。
- (3) 請求者との対応についての記録は保存するものとする。

3. 公開する情報

(1) 本会に関する事項

- ① 定款及び諸規程、共同募金運動要綱・同実施細目
- ② 役職員の構成及び名簿、理事会及び評議員会の議事録
- ③ 事業計画書、事業報告書、財務諸表（収支予算書、収支計算書、財産目録、貸借対照表）
- ④ 配分委員会の委員名簿、開催状況
- ⑤ 諸会議会合等の開催状況
- ⑥ 共同募金委員会に関する事項
- ⑦ 配分申請、募金目標額等統計資料
- ⑧ 募金実績額、配分結果（受配団体・施設及び配分額）等統計資料
- ⑨ 役員勤務状況

(2) 共同募金以外に関する事項

- ① 受配者指定寄付金に関する特定寄付金及び指定寄付金の取扱基準
- ② 受配者指定寄付金に関する取扱件数、寄付金額
- ③ 受配施設等については、前記基準に定める公表対象施設

(3) 配分団体に関する事項

- ① 本会が配分申請推薦した車両競技公益資金記念財団及び中央競馬馬主社会福祉財団等については公示した範囲内

4. 非公開とする情報

(1) 個人に関する情報

- ① 本会役職員の世帯状況、資産状況等
- ② 本会役職員の給与等の明細
- ③ 職員の構成及び名簿並びに職員の勤務状況
- ④ その他、個人の権利侵害を害するおそれのあるもの

(2) 本会と関わりのある団体・施設等の情報

- ① 配分を受けた団体・施設等の財務内容等
- ② 団体・施設等の事務又は事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの

5. 費用の請求

(1) 費用は、閲覧の場合は無料とする。

(2) 写しを交付する場合については、実費相当の負担を求めるものとし、請求者に対し、実費相当の負担分について説明又は通知するなど、あらかじめ了解を得ておくこと。

附則

この実施要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この実施要領は、平成 17 年 3 月 29 日から施行する。

この実施要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この実施要領は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。